

報 道 資 料

静 岡 市

(2025 年 3 月 6 日)

◆件名	静岡市立清水病院における所得税の追徴の発生	
◆覚知日	2024 年 11 月 6 日（水曜日）	
◆概要	・ 2024 年 7 月、静岡市立清水病院(清水区宮加三 1231)は、静岡税務署による「源泉所得税に係る税務調査」を受けました。 ・ その結果、調査対象期間（2019 年 10 月 10 日～2024 年 7 月 10 日）中の所得税の過少納付などが判明し、追徴税など約 2,400 万円を追加納付することとなりました。	
◆経緯と 対応状況	2024 年 7 月 22～ 26 日 11 月 6 日 2025 年 2 月 3 日 2 月 10 日 2 月 28 日 3 月 10 日	税務調査 調査報告書の受領(結果の判明) 追徴税納付通知書を受領 追徴税を納付 不納付加算税と延滞税の納付通知書の受領 不納付加算税と延滞税を納付予定
◆指摘事項・ 追加納付額	【税務調査による指摘事項】 ① 所得税の過少納付 対象職員 46 名、追徴税 20,635,228 円 前職歴のある職員のうち前職分の源泉徴収票を提出していない職員の年末調整を行うことはできないが、誤って行っていた。 ② 所得税の課税漏れ 対象職員 40 名、追徴税 699,094 円 課税対象となる借り上げ住宅家賃の月額半額を超える病院補助分は月ごと源泉徴収すべきところ、年末調整時に一括して源泉徴収していた。 ③ その他の申告誤り 対象職員 5 名、追徴税 427,600 円 控除上限額を超えた住宅ローン控除の申告誤りや、扶養親族の除外忘れによる扶養控除額の計算誤りがあった。 【追加納付額 24,364,722 円】 追徴税 21,761,922 円…本来納付すべき所得税額 不納付加算税 2,098,000 円…本来納付すべき所得税額にかかる税 延滞税 504,800 円…納期に納付されなかった所得税にかかる税	
◆原因	源泉徴収制度に対する担当職員の理解不足と、職員から提出された書類の処理を紙ベースで行うなど、源泉徴収に係る事務処理体制が不十分でした。	
◆今後の対応	・ 今回の税務調査で指摘された内容についてマニュアルに記載するとともに、不明確な点は税務署に確認して処理するよう、担当内で共有しました。 ・ 会計処理ソフトの導入など源泉徴収に係る事務処理を電子化します。 ・ 追徴税分を対象職員 76 名(延人数は上記のとおり 91 名)から徴収します。	
◆問い合わせ	清水病院 病院経営企画課 鈴木・堀尾・山梨 電話 054-336-1111(代表)	

※別紙資料 有・